

## 令和3年8月利用分から 高額介護サービス費の負担限度額が見直されます

介護サービスを利用した際は、自己負担割合に応じた利用料の負担が必要ですが、1カ月に支払った利用者負担の合計が「負担限度額」を超えたときは、超えた分が高額介護サービス費として支給されます。

この負担限度額が、令和3年8月分から一定以上の高所得者世帯について見直されます。

区分	負担の上限額（月額）
新設 課税所得 690 万円以上	140,100 円（世帯）
課税所得 380 万円～690 万円未満	93,000 円（世帯）
市町村民税課税～課税所得 380 万円未満	44,400 円（世帯）
世帯の全員が市町村民税非課税	24,600 円（世帯）
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の人など	24,600 円（世帯） 15,000 円（個人）
生活保護を受給している人など	15,000 円（世帯）

☎高齢者支援課 ☎24-8806

## 介護保険施設における負担限度額が変わります

介護保険施設やショートステイ、グループホームを利用する人の食費・居住費について、低所得者へ助成を行っています。令和3年8月から基準の改正で、年金収入などに応じて、要件となる預貯金の額が設けられるほか、一定額以上の収入がある人の食費の負担額が変更になります。これまで該当していた人も、食費の負担額が増えたり負担限度額の対象から外れたりする場合があります。

収入に応じた段階	預貯金の金額（令和3年8月から）	※令和3年7月までは収入などにかかわらず、預貯金の金額が
年金収入等 80 万円以下	単身 650 万円、夫婦 1,650 万円	単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円
年金収入等 80 万円超 120 万円以下	単身 550 万円、夫婦 1,550 万円	
年金収入等 120 万円超	単身 500 万円、夫婦 1,500 万円	

## 介護保険制度の施設利用費負担軽減手続き（更新手続きは8月31日☎まで）

介護保険施設入所（入院）者の食費・居住費やグループホーム利用者の食材費・家賃の助成を行います。

対象 次の全てに該当する人

- ・要介護（要支援）認定を受けている
- ・世帯全員が市民税非課税
- ・配偶者（別世帯含む）がいる場合は、配偶者が市民税非課税
- ・預貯金などの合計額が、上に示す表の金額以下



申請に必要な書類

- ・申請者、配偶者の預貯金などの金額が確認できるもの全て（通帳などの写し）
- ・前年に受給した非課税年金（遺族年金・障害年金）の種別が分かる書類
- ・個人番号（マイナンバー）が確認できるもの（通知カードや個人番号カードなど）
- ・更新の場合は古い認定証

※手続きの方法などの詳細はお尋ねください。

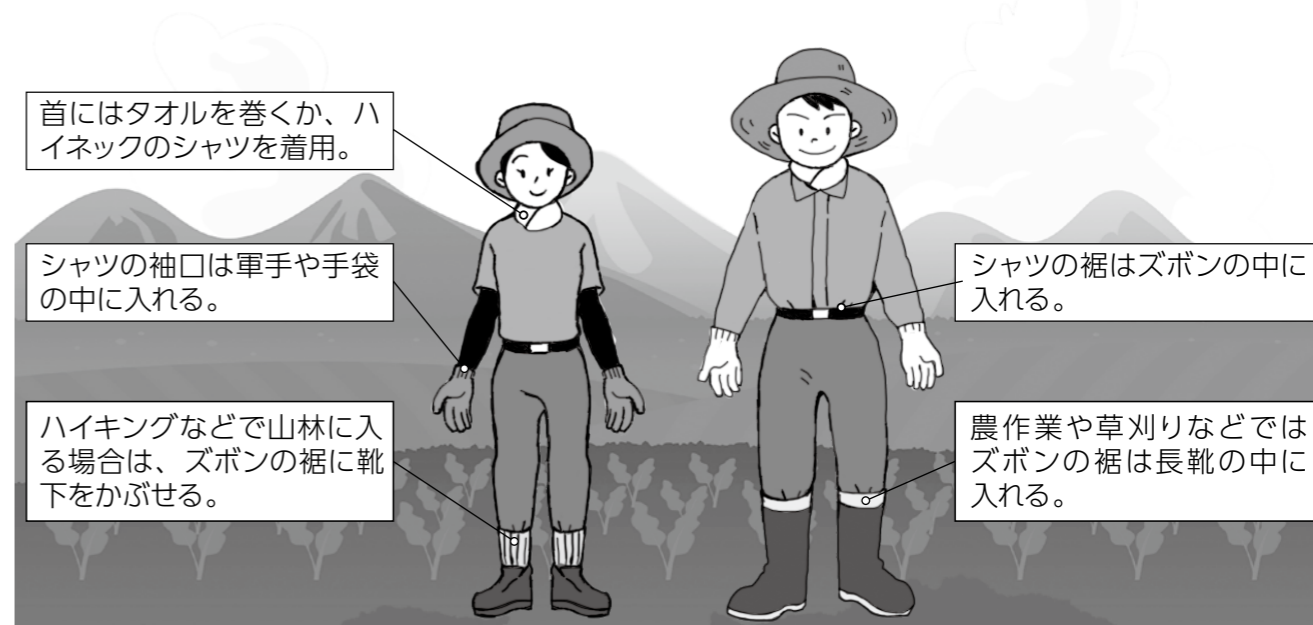
☎高齢者支援課 ☎24-8806 / 各支所

## 身近に潜む危険生物！ マダニから身を守ろう

春から秋にかけてマダニの活動が活発になります。マダニに刺されることで感染症を引き起こすことがあり、治療が遅れると重症化することもあります。感染症予防のためのワクチンはなく、マダニに刺されないことが予防法です。屋外での活動には十分注意しましょう。

### マダニから身を守る服装

野外では腕・足・首など肌の露出を少なく。



### マダニから身を守る方法



上着や作業着は家の中に持ち込まない。



ガムテープを使って服についたマダニを取り除く方法や、虫よけ剤も効果的。



屋外活動後は、シャワーや入浴でマダニがついていないかチェック。

吸血中のマダニは無理に取ろうとははいけません。吸血中のマダニに気づいたときや、発熱、倦怠感、頭痛、筋肉痛や発疹などの症状がある時は、速やかに医療機関に相談しましょう。受診時には発症前2週間程度の行動や作業した場所（〇月〇日草むらで作業）などを記録しておきましょう。

☎天草保健所 ☎23-0172